

障害者差別解消法について

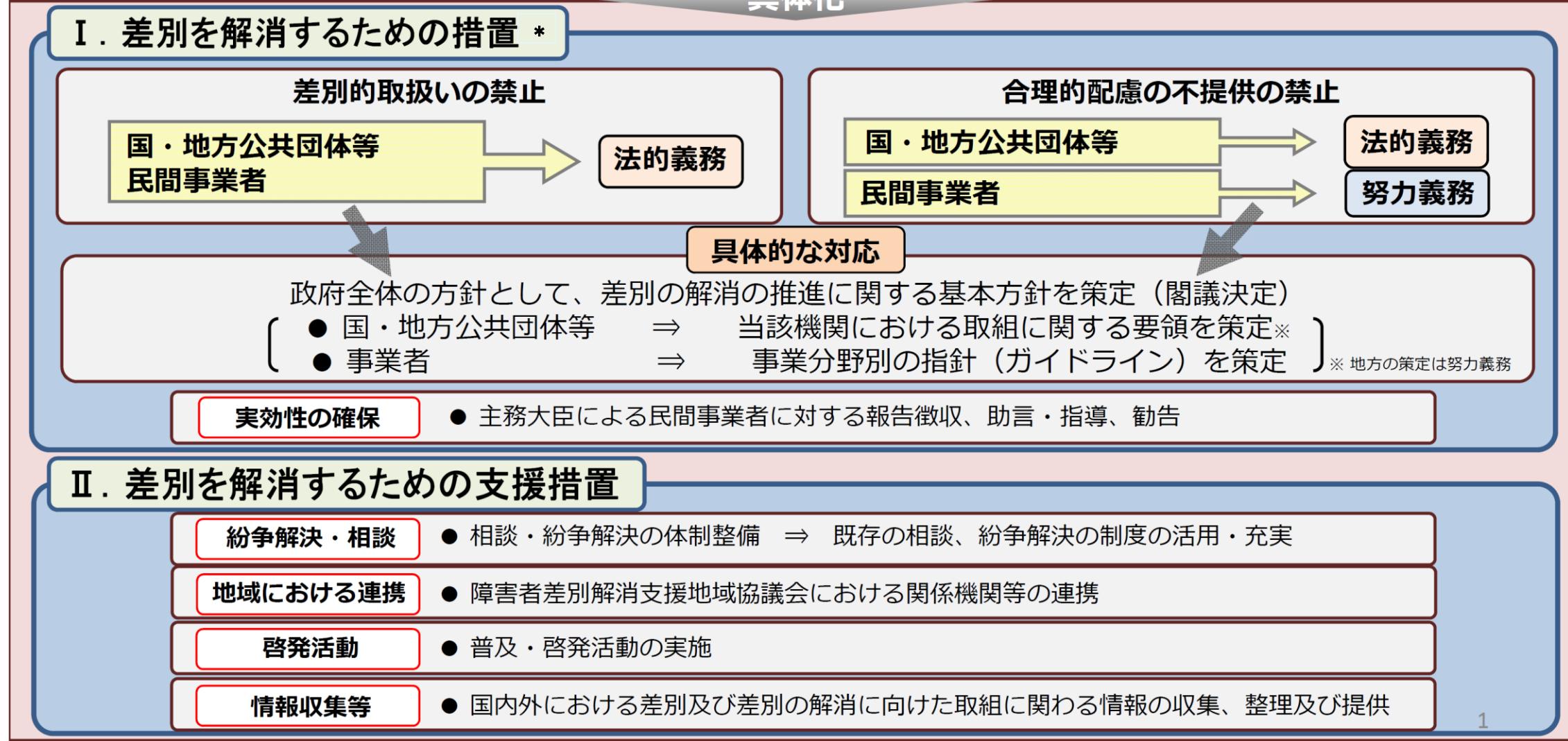
1 法律の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

(公布日：平成25年6月26日)

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理 由として、差別することその他の権 利利益を侵害する行為をしてはなら ない。	第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている 障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負 担が過重でないときは、それを怠ることによ つて前項の規定に違反することとなるないよ う、その実施について必要かつ合理的な配慮 がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防 止に関する啓発及び知識の普及を図るた め、当該行為の防止を図るために必要と なる情報の収集、整理及び提供を行うも のとする。
------------------------------------	--	---	---

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

1

*事業者が、事業主の立場で労働者に対して障害を理由とする差別を解消するための措置は、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法＜昭和35年法律第123号＞、改正公布日：平成25年6月19日）の定めるところによる。

- ・合理的配慮の提供義務：事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付け
- ・苦情処理・紛争解決援助：事業主に対して、雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化